

◎地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律

(平成二六年五月二一日法律第四一号)

一、提案理由(平成二六年四月八日・衆議院国土交通委員会)

○太田国務大臣 ただいま議題となりました都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

.....(略).....

次に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

我が国においては、人口減少、少子高齢化が加速度的に進展することにより、公共交通事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。特に地方部においては、公共交通機関の輸送人員の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されております。一方で、人口減少社会において地域の活力を維持し、強化するためには、コンパクト

なまちづくりと連携して、地域公共交通ネットワークを確保することが喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、関係者の合意のもとに、持続可能な地域公共交通ネットワークをつくり上げるための枠組みを構築することが必要になります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提出することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、法律の目的において、昨年末成立した交通政策基本法の基本理念のつとめ、地域公共交通の活性化及び再生を推進していく旨を追加することとしております。

第二に、地方公共団体は、国が策定する基本方針に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するための計画を作成することができることとしております。

第三に、地域公共交通の再編を促すため、地方公共団体の支援を受けつつ、路線や事業内容の変更等を行う地域公共交通再編事業を創設することとしております。国の認定を受けた地域公共交通再編事業については、関係法律の特例措置等各種の支援措置を講ずることとしております。

そのほか、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を

行うこととしております。

以上が、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案を提案する理由であります。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二六年四月一七日)

○梶山弘志君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、市町村等による地域公共交通網形成計画の作成、同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成、同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例等について定めようとするものであります。

両案は、去る四月七日日本委員会に付託され、翌八日太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、九日質疑に入り、十一日参考人からの意見聴取を行い、十五日質疑を終了いたしました。質疑終了後、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案につきましては、討論を行い、採決の結果賛成多数をもって、また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、採決の結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年四月一五日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 地域公共交通網形成計画の作成に当たって、市町村が主体的、積極的に取り組むことができるよう、地域公共交通に関する知見・ノウハウの提供、人材の確保及び育成、有識者の紹介、財政的支援等、必要な支援を十分に行うこと。また、地方公共団体が協議会を組織する場合には、住民、利用者、公共交通事業者その他の関係者の意見が適切に反映さ

れ、円満に合意形成が得られるよう、必要な助言・支援を行うこと。

二 地域公共交通網形成計画に基づく地域公共交通再編事業が効率的・効果的に実施されるよう、基本方針を見直すとともに、円滑な合意形成が可能となる諸施策、公共交通事業者に対する予算措置、融資制度等の支援措置の拡充について幅広く検討を行うこと。また、地域公共交通ネットワークの充実のため、運転者等交通手段の担い手である公共交通事業に従事する者の確保及び育成に十分に配慮すること。

三 地域公共交通再編事業を効果的に実施する上で、自家用有償旅客運送の役割が増大すると見込まれることから、自家用有償旅客運送の登録、監査等についての国の事務・権限を希望する市町村に移譲するに当たっては、輸送の安全と利用者利便の確保が生じないよう、市町村に対し、助言その他の配慮を行うこと。

四 コンバクトシテイの形成への誘導方策及び自動車交通量の削減方策として、LRT、BRTの導入の促進に努めるとともに、導入の検討に当たっては、道路空間の有効活用等の措置についても十分に検討すること。

五 公共交通の活用を促進し、CO₂の削減等環境への負荷の低減を図るための方策について検討すること。

六 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に当たっては、地方公共団体が数値化しにくい公共交通の役割も含めて柔軟かつ適切に達成状況の評価を行えるよう、評価に関するガイドラインを作成するなど適切に対応すること。

七 地域公共交通の利用を促進するため、乗継ぎ時に公共交通の利用者に対し運賃の割高感を与える初乗り運賃制について検討を行い、共通乗車船券やゾーン運賃等の導入を行うことができるよう、必要な環境整備に努めること。また、情報化進展の成果を最大限に活用するとともに、新たな情報通信技術のさらなる開発・導入を、安全面での検証を前提に、積極的に進めること。

八 地域公共交通が十分確保されていない地域においては、高齢者等の移動手段を確保するため、地域の特性に応じたデマンド交通が有効であることを踏まえ、デマンド交通の導入・普及に向けた支援の拡充について検討すること。

九 交通の機能と都市の機能とは、相互に密接に関連することを踏まえ、地域公共交通網形成計画の作成に当たっては、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」に基づく立地適正化計画や、「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案」に基づく基本計画との連携が十分に図られるよう、地方公共団体に対し助言を行うこと。

三、参議院国土交通委員長報告(平成二六年五月一四日)

○藤本祐司君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

……(略)……

次に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案は、持続可能な地域公共交通網の形成のため、市町村等による地域公共交通網形成計画の作成、同計画に即した地域公共交通再編実施計画の作成、地域公共交通再編事業の実施に関する道路運送法の特例等について定めようとするものです。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考入から意見を聴取するとともに、コンパクトシティー施策の目標と実効性の確保、立地適正化計画を作成する際の合意形成の在り方、地域公共交通網の形成に向けた支援策、地域公共交通事業者の経営改善のための取組等について質疑が行われました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して辰巳孝太郎委員、社会民主党・護憲連合を代表して吉田忠智委員より、都市再生特別措置法等改正案にそれぞれ反対する

旨の意見が述べられました。

……(略)……

また、地域公共交通活性化・再生法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二法律案に対してそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、報告いたします。

○附帯決議(平成二六年五月一三日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 地方公共団体、公共交通事業者等が持続可能な地域公共交通網を形成する際の指針となるよう、新たな国土のグラウンドデザインや交通政策基本計画の策定に当たっては、総合的な交通体系における地域公共交通の役割とその在り方を明確に示すこと。

二 地域公共交通網形成計画の作成に当たって、市町村が主体的、積極的に取り組むことができるよう、地域公共交通に関する知見・ノウハウの提供、人材の確保及び育成、有識者の紹介、財政的支援等、必要な支援を十分に行うこと。また、地方公共団体が協議会を組織する場合には、住民、利

用者、公共交通事業者その他の関係者の意見が適切に反映され、円満に合意形成が得られるよう、必要な助言・支援を行うこと。

三 地域公共交通網形成計画に基づく地域公共交通再編事業が効率的・効果的に実施されるよう、基本方針を見直すとともに、円滑な合意形成が可能となる諸施策、公共交通事業者に対する予算措置、融資制度等の支援措置の拡充について幅広く検討を行うこと。また、地域公共交通ネットワークの充実と安全運行のため、運転者等交通手段の担い手である公共交通事業に従事する者の確保及び育成、労働条件の改善に十分に配慮すること。

四 地域公共交通が十分確保されていない地域においては、高齢者等の移動手段を確保するため、バスやタクシーを活用したデマンド交通の導入・普及に向けた支援の拡充について検討すること。また、地域公共交通再編事業において同様の役割を担う家用有償旅客運送の登録、監査等についての国の事務・権限を希望する市町村等に移譲するに当たっては、輸送の安全と利用者利便の確保が生じないよう、市町村等に対し、助言等の支援を行うこと。その際、当該事務・権限を適切に遂行できる能力・体制を速やかに整えられるようにするとともに、移譲後も輸送の安全確保を担う国の責任に

鑑み、市町村等と密接に連携すること。

五 コンパクトシティの形成への誘導方策及び自動車交通量の削減方策として、LRT、BRTの導入に努めるとともに、その導入の検討に当たっては、道路空間の有効活用等の措置についても十分に検討すること。また、公共交通の活用を促進し、CO₂の削減等環境への負荷の低減を図るための方策について検討すること。

六 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に当たっては、地方公共団体が数値化しにくい公共交通の役割も含めて柔軟かつ適切に達成状況の評価を行えるよう、評価に関するガイドラインを作成するなど適切に対応すること。

七 地域公共交通の利用を促進するため、乗継ぎ時に公共交通の利用者に対し運賃の割高感を与える初乗り運賃制について検討を行い、共通乗車船券やゾーン運賃等の導入を行うことができるよう、必要な環境整備に努めること。また、情報化進展の成果を最大限に活用するとともに、新たな情報通信技術のさらなる開発・導入を、安全面での検証を前提に、積極的に進めること。

八 大規模地震発生時において地域住民の避難手段を確保し、被災地の早期の復旧・復興を図る上で、地域公共交通網の機能を維持することが極めて重要であることに鑑み、鉄道駅を

はじめとする災害時において重要な役割を担う地域公共交通に
関連する施設の耐震化が一層促進されるよう必要な支援を
検討すること。

九 交通の機能と都市の機能とは、相互に密接に関連するこ
とを踏まえ、地域公共交通網形成計画の作成に当たっては、
「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」に基づく立地
適正化計画や、「中心市街地の活性化に関する法律の一部を
改正する法律」に基づく基本計画との連携が十分に図られる
よう、地方公共団体に対し助言を行うこと。
右決議する。